

別紙3（傍聴する際の注意事項）

1 会場への入場制限

次の方は、会場に入場することができません。

- (1) 事前申し込みのない方及び本人確認が出来ない方
- (2) 鉄器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している方
- (4) はち巻、腕章（マスコミは除く）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している方
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡の類を携帯している方
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している方
- (7) 酒気を帯びていると認められる方
- (8) その他検討会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方

2 傍聴される際の注意事項

傍聴される方は次の事項について、遵守してください。

- (1) 検討会に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、担当に御相談ください。
- (4) 携帯電話機、ポケットベル、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (5) パソコン、ワープロその他これらに類する機器は使用しないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は検討会の妨害となるような行為をしないこと。

3 傍聴される方は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等を行うことができません。

4 上記の事項に従わない場合には、ご退室いただく場合があります。